検便単価契約書

（案）

１　業務の名称	奈良市立小学校・中学校給食調理員等の検便検査
２　検査内容	赤痢菌・サルモネラ属及び腸管出血性大腸菌（Ｏ－２６・Ｏ－１１１・Ｏ－１５７）について、ＰＣＲ法又は培養検査にて実施する。ただし、腸管出血性大腸菌が陽性の疑いがあるときにおいては、ベロトキシン検査を実施する。
３　契約期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
４　検体回収場所	椿井小学校他５７校及び都祁学校給食センター並びに保健給食課
５　手数料単価	１検体　金　　円 （消費税及び地方消費税　　円別途加算する。）
６　契約保証金	奈良市契約規則第２３条第２項第３号の規定により免除する。

奈良市（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（処理の方法）

第２条　受注者は、頭書の手数料単価をもって、頭書の契約期間内に、委託業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

２　受注者は、業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

第３条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（再委託等の禁止）

第４条　受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第６条　受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

２　受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（検査の実施日）

第８条　受注者は、発注者の指定する日に検体を回収するものとする。

（検査結果の報告及び検収）

第９条　受注者は毎回検査結果を、速やかに検査結果報告書により、発注者に提出するものとする。また、発注者は検査結果報告書の提出から１０日以内に検収をしなければならない。

（手数料の支払）

第１０条　手数料の支払いは、受注者から提出された毎回の検査結果報告書の検収終了後で、かつ、受注者の適法な支払いの請求があった日から３０日以内に支払うものとする。

２　前項の消費税及び地方消費税の合計額は、契約金額に１００分の１０を乗じた額である。なお、１円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

（履行遅滞等）

第１１条　受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して契約期間を延長することができる。

２　前項の違約金は、手数料につき、延長日数に応じて年３．０パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき理由により、第１０条の規定による手数料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（委託業務の内容の変更等）

第１２条　発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し，又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、手数料又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（発注者の解除権）

第１３条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。

（３）前２号のほか、この契約に違反したとき。

２　発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として手数料の１０分の１に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

３　第１項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（談合その他不正行為による解除等）

第１４条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第６４条第１項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第４９条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第６２条第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（暴力団排除措置による解除等）

第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第５号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）受注者が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

２　第１３条第２項及び第３項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第１６条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）第１２条の規定により、手数料が３分の２以上減少したとき。

（２）第１２条の規定により、中止の期間が契約期間の２分の１以上に達したとき。
（３）発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
２　発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（談合等に係る違約金）
第１７条　受注者は、この契約に関して、第１４条第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、手数料の総額の１０分の２に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第１号から第３号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
（予算の減額等による契約の変更等）
第１８条　発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。
２　受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。
３　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
（管轄裁判所）
第１９条　この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
（協議）
第２０条　この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和８年　　月　　日

発注者　　奈良市二条大路南一丁目１番１号
奈良市
奈良市長　　仲川　元庸

受注者